

■判決：神戸地方裁判所姫路支部（平成 24 年提訴） 平成 26 年 12 月 2 日和解

1. 担当弁護士

山崎省吾、安田孝弘

2. 業者名

あかつき証券株式会社（旧黒川木徳証券）

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地方裁判所姫路支部（平成 24 年提訴）

3.2. その他

① 和解・示談交渉その他

平成 26 年 12 月 2 日和解

4. 結論

① 元本欠損額

ファンドの発行時期にもよるが、元本の 6 割～9 割毀損。

② 認容額（解決額）

非公開

③ 過失相殺

非公開

5. 取引内容

不動産ファンド「グランドプロパティ」（三大都市圏の賃貸マンションに投資し運用するリートファンド）

6. 委託者の属性

① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業

男性・70 代・大卒・年金生活者（原告数 2 名）

② 取引経験

現物株式、投資信託

③ 収入・資産・投資資金の性質

投資資金の性質 大卒年金生活者の平均的な収入、資産を有していた。

**7. 違法性・違法要素**

請求原因としては、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供を主張した。

**8. 過失相殺の理由**

非公開